

株式会社 東日本住宅評価センター

事前審査業務約款

(契約の締結)

- 第 1 条 申込者（以下「甲」という。）及び株式会社東日本住宅評価センター（以下「乙」という。）は、この約款（審査申込書を含む。以下同じ。）及び株式会社東日本住宅評価センター事前審査業務規程（以下「事前業務規程」という。）に定められた事項を内容とする契約（以下「この契約」という。）を締結する。
- 2 甲は、乙に、事前審査に係る建築物等の確認申請を行うことを前提に、WEB 事前審査（事前業務規程第 2 条(4)に規定するものをいう。以下同じ。）又は紙事前審査（事前業務規程第 2 条(5)に規定するものをいう。以下同じ。）を申し込むものとする。
- 3 甲が乙に審査申込書を提出した場合は、甲がこの約款及び事前業務規程並びに別に定める株式会社東日本住宅評価センター確認検査業務規程、同確認検査業務約款及び同確認検査業務手数料規程を遵守することを承諾したものとみなす。
- 4 乙は、事前業務規程に基づき事前審査申込を承諾した場合には、事前審査受付通知を電磁的記録にて送付する。この日に、本約款に基づき契約が成立したものとする。

(契約の終了)

- 第 2 条 この契約は、事前審査に係る建築物等の確認申請を乙が引受けた日に終了する。
- 2 前項の規定にかかわらず、契約について、第 1 条第 4 項により契約が成立した日から 4 か月が経過しても、当該期間中に前項の規定の終了を迎えていない場合、この契約は終了する。
- 3 前項の場合、甲から提出のあった電磁的記録があれば、乙が消去する。

(責務)

- 第 3 条 乙は、第 2 条第 2 項の場合を除き、善良なる管理者の注意義務を持って、承諾した業務を行わなければならない。
- 2 甲は、申込に係る計画に関して乙が示した建築基準関係規定への適合性の疑義等に対し、説明その他の必要な措置をとらなければならない。
- 3 甲は、契約の終了日までに、事前審査に係る建築物等の確認申請を乙が引受けられるようにしなければならない。
- 4 甲は、事前審査受付時に申請書添付図書・書類一式（委任状又はその写し・許可証を含む。）を

用意できなかった場合は、引受日までに当該添付図書・書類一式を乙に提出しなければならない。

（甲の承諾事項）

第 3 条の 2 乙は、許可証等を除き、すべての意匠関係図書・書類（構造関係以外のものをいう。）がそろったものを、優先的に事前審査する。甲は、これを承諾の上、事前審査を申し込むものとする。

2 甲が乙に提出した電磁的記録の印刷時、用紙の大きさが日本産業規格 A 列 3 番までのものであっても、乙の確認検査員等が判読できないとして大きな紙の図書・書類を求める場合、甲はこれに誠実に対応するものとする。

（業務の実施）

第 4 条 乙は、株式会社東日本住宅評価センター確認検査業務規程第13条に規定する確認検査の業務を行う時間（以下、「業務時間」という。）内にWEB事前審査に係る電磁的記録が到達した場合は速やかに、業務時間外にWEB事前審査に係る電磁的記録が到達した場合は次の業務時間内に、それぞれ事前審査の業務を開始するものとする。

（電子申請等に係る事項）

第 5 条 甲は、WEB事前審査申込後、速やかに紙にて、許可証等原本（もしあれば）を乙に送付するものとする。

2 電子申請で扱う電磁的記録は手数料規定第 16 条に規定する紙面印刷による消防同意を行う場合及び手数料規定第 16 条の 2 に規定する紙面による交付を希望する場合、印刷時用紙の大きさが日本産業規格 A 列 3 番までのものに限る。（電磁的記録の到達日）

第 6 条 乙が電磁的記録を甲に送付した場合は、通常想定される時間後に甲に到達しているものとみなす。

（甲の承諾事項）

第 6 条の 2 事前審査申込取下げ届に関して紛争が生じた場合は、甲は建築主等、代理者及び甲の間だけで解決するものとする。

（乙の免責）

第 7 条 次の各号の一にあたる時、乙は責任を負わない。

- 一 甲の提出した確認申請書等に虚偽又は事実と異なる記載があり、それに基づいて事前審査が行われたとき。
- 二 建築基準法（以下「法」という。）第 68 条の 11 にいう型式部材等の製造者が、法第 68 条の 18 に規定する型式適合義務に違反した場合。
- 三 申請に係る建築物の設計において建築士法第 18 条に規定する建築士の法令等適合義務違反

があった場合等で、乙による故意又は重大な過失がない場合。

（契約の取下げ）

第 8 条 甲は、乙の業務が完了するまでの間、乙に事前審査申込取下げ届又はその写し（電磁的記録又は紙）をもって通知し、この契約を解除することができる。

（秘密の保持）

第 9 条 乙は、この契約に定める業務に関して知り得た個人情報等を漏らし、又は盗用してはならない。

（個人情報等の取扱い）

第 10 条 本業務における個人情報の取扱いは、法第 77 条の 18 に規定する確認検査の業務に準ずるものとする。

2 前条にかかわらず、乙は、本申込に係る建築主、設置者又は築造主から他の業務の申請を受けた場合、並びに、当該建築主が建築主である住宅について、住宅性能評価業務の申請を受けた場合、フラット 35 等適合証明業務（独立行政法人住宅金融支援機構の定める技術基準に適合することを証明する業務をいう。）の申請を受けた場合、長期優良住宅の技術的審査の申請を受けた場合若しくは建築物エネルギー消費性能確保計画の計画書が提出された場合又は住宅瑕疵担保責任保険の検査の委託を受けた場合、この契約に基づき甲から提出された個人情報等を当該業務のために利用することができる。

3 乙の承諾した業務の進捗状況等については、乙は、申込に係る建築物等の工事の関係者（甲の代理人、設計者、工事監理者若しくは工事施工者及びそれらの者の属する法人若しくはそのグループ企業に属する者に限る。）に通知することができる。

（別途協議）

第 11 条 この契約に定めのない事項及びこの契約の解釈につき疑義の生じた事項については、甲乙とも信義誠実の原則により協議の上定めるものとする。

別記様式

事前審査申込取下げ届

附則

(適用期日)

- 1 この約款は、2015 年（平成 27 年） 4 月 1 日から適用する。
- 2 改定 2016 年（平成 28 年） 3 月 1 日
- 3 改定 2016 年（平成 28 年） 5 月 1 日
- 4 改定 2017 年（平成 29 年） 1 月 1 日
- 5 改定 2017 年（平成 29 年） 4 月 1 日
- 6 改定 2017 年（平成 29 年）11 月 1 日
- 7 改定 2018 年（平成 30 年） 8 月 1 日
- 8 改定 2018 年（平成 30 年） 11 月 1 日
- 9 改定 2019 年（平成 31 年） 4 月 1 日
- 10 改定 2019 年（令和元年） 6 月 25 日
- 11 改定 2019 年（令和元年） 12 月 3 日
- 12 改定 2020 年（令和 2 年） 4 月 1 日
- 13 改定 2020 年（令和 2 年） 4 月 13 日
- 14 改定 2020 年（令和 2 年） 12 月 1 日
- 15 改定 2021 年（令和 3 年） 1 月 19 日
- 16 改定 2021 年（令和 3 年） 2 月 1 日
- 17 改定 2021 年（令和 3 年） 2 月 15 日
- 18 改定 2021 年（令和 3 年） 4 月 1 日
- 19 改定 2021 年（令和 3 年） 6 月 14 日
- 20 改定 2021 年（令和 3 年） 8 月 1 日
- 21 改定 2025 年（令和 7 年） 4 月 1 日
- 22 改定 2025 年（令和 7 年） 8 月 1 日